

令和7年度移行希望の認定こども園の認可・認定申請について

1 申請施設について

(1) 申請内容

保育園であるトキワ保育園が、保育所型認定こども園「トキワ保育園」に、上細井保育園が、幼保連携型認定こども園「上細井保育園」になろうとするものです。

◆ 認定こども園の名称使用制限等について

- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三十一条（抜粋）
（名称の使用制限）

第三十一条 何人も、認定こども園でないものについて、認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

2 何人も、幼保連携型認定こども園でないものについて、幼保連携型認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

こども施設課において特許情報プラットフォーム（オンライン）により、商標権侵害が無いことについて確認しています。

(2) 概要説明

【上細井保育園】

- ・ 老朽化した施設を整備し、子ども達により良い環境で質の高い教育・保育を提供し、区域で不足する3号認定子どもの受け入れ枠を拡充しようとするものです。

（3号認定子どもの受け入れ枠について：整備前27人→整備後32人）

- ・ 3歳以上児、3歳未満児においてそれぞれ日常保育に異年齢保育を取り入れており、新設の広い園舎・園庭においても職員の目が行き届くように職員配置を予定しています。

【トキワ保育園】

- ・ 既存の施設を利用して、認定こども園になることで、就労要件を満たさなくなった保護者の児童も、1号認定として退園せず受け入れることが可能になり、また、小学校に向けて教育に力を入れるなど、多様なニーズに対応していけるよう、保育所型認定こども園への移行を行うものです。

2 事前審査経過について

これまでの審査経過については以下に記載のとおりです。審査会において書類審査を行うとともに、併せて現地調査を行うことにより、上細井保育園においては幼保連携型認

定こども園の基準に、トキワ保育園については幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の基準に合致しているかどうかの確認をしています。

(資料 2-1、2-2 「認定こども園認可(認定)審査票」のとおり)

◎事前審査経過

申請書の提出 : 9月～11月

申請内容の確認 : 12月～1月

現地確認調査 : 2月10日(トキワ保育園)、2月14日(上細井保育園)

事前審査会 : 2月20日

3 事前審査結果について

【上細井保育園】

幼保連携型認定こども園の認可基準を満たすものと判断し、申請内容について承認するものとしたいと考えます。

【トキワ保育園】

保育所型認定こども園の認定基準を満たすものと判断し、申請内容について承認するものとしたいと考えます。

4 事業開始予定年月日について

2施設ともに令和7年4月1日を予定しています。

5 その他

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律において、幼保連携型認定こども園の認可をするときは子ども・子育て会議の意見を聴くものと定められています。

(保育所型認定こども園については、子ども・子育て会議の審議を行う定めはありませんが、認定こども園への移行に関して、併せてご意見を聴くものです。)